監査委員 告示 第 8 号

地方自治法第 199 条第 4 項に基づき定期監査を行ったので、その結果報告書を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 25 年 11 月 19 日

塩竈市監査委員 高橋 洋一塩竈市監査委員 伊藤 栄一

定期監查結果報告書

1 監 査 の 対 象 教育委員会教育部全課 塩竈市立月見ヶ丘小学校、塩竈市立第二中学校

2 監査実施場所 各対象課及び学校施設内

3 監査実施期間 平成25年10月3日から同年10月17日まで

4 監査の方法

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求めるとともに、財務会計システムに入力されている関係計数を出力し審査を行った。

監査当日は、事務事業について関係書類等を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執 行、並びに、事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、監査の過程で、一部改善または留意すべき点が見受けられたので、講評等 の場において、関係職員に改善・検討されるよう要望した。